

宝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

新型インフルエンザ等対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ対策の考え方

1 基本的な考え方

(1) 病原性・感染力に応じた適切な対策の実施

- 病原性（重症者の発生状況等）、感染力（発生患者数等）に応じて3つの対策レベルを用意
- 病原性等が明かでない場合は、危機管理の原則に則り、被害が大きい場合に備えたレベルの高い対策をとり、まん延防止を図る。

(2) 発生段階に応じた対応と対策の変化

- 県内及び近隣市の発生状況等を勘案し、県と連携して対策を実施する。
- 感染の広がりに応じて、採るべき対策が異なるため、発生段階を設けて、段階に応じた対応方針を定める

2 主な対策の考え方

(1) 実施体制

- 市長を本部長とする「市対策本部」を設置する。
- 政府対策本部の基本的対処方針を基本としつつ、県と連携し、対策項目ごとに適切な対策レベルを選定し、実施する。

(2) 情報収集・提供

- 国や県が行うサーベイランスに適宜協力する。（※サーベイランス…見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。）
- 様々な市民を念頭に、多様な広報媒体を活用するとともに、情報の発信によって社会的な混乱を来さないか、時期を失わないか、という点に留意しつつ、迅速かつ正確に情報発信する。
- 相談窓口を開設し、市民からの問い合わせに対し、適切な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

- 緊急事態宣言が発出され、県が必要に応じ、不要不急の外出自粛要請や、施設の使用制限等を行った場合は、適宜協力する。
- 政府対策本部の基本的対処方針に応じて、対策を実施する要員に対する「特定接種」と市民に対する「住民接種」を実施する。

(4) 医療体制

- 健康福祉事務所（保健所）を中心として、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の地域の関係者と密接に連携を図りながら、本市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。また、発生段階に応じて、健康福祉事務所（保健所）へ協力する。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 特措法に基づき事前に事業継続計画の作成や物資の備蓄などの十分な準備を行う。
- 事業所に、事業継続計画の作成や物資の備蓄などの事前の準備を要請する。

構成

発生段階ごとの対策（有識者の意見を聴いて柔軟に対応）						
	対策の目的	実施体制	情報収集・提供	予防・まん延の防止	医療体制	市民生活・経済の安定の確保
未発生期	・発生に備えた体制整備	・市行動計画の作成 ・国、県、指定地方公共機関との連携体制確認	・サーベイランスへの協力 (小康期まで継続) ・市民への情報 (小康期まで継続)	・個人、職場における感染対策の周知 ・社会活動制限の対応準備 ・予防接種体制の整備	・県の医療体制整備への協力 ・感染防止のための個人防具等の整備 ・研修会の開催 ・訓練の実施	・指定(地方)公共機関や事業者に対して、事業継続計画の作成の要請 ・要援護者の把握
海外発生期 (市内未発生期)	・市内発生に備えた体制整備	・市警戒本部の設置 ・市対処方針の作成	・相談窓口設置	・個人、職場における感染対策等の周知 ・特定接種の協力及び実施 ・住民接種の準備 ・学校、施設等への社会活動制限の準備の要請	・県が設置する専用外来や相談センターへの協力	・職場における感染対策の徹底周知 ・事業者への社会活動制限の準備の要請 ・遺体の火葬、安置場所の確保
市内発生早期	・感染拡大の抑制 ・適切な医療の提供	・市対策本部の設置 (国が緊急事態宣言を行ったとき) ・市対処方針の変更	・感染防止対策等の周知 ・相談窓口の強化 ・患者発生状況の公表	【共通事項】 ・咳エチケット、マスク着用等、基本的な感染対策の勧奨 【対策レベル1, 2】 ・学校等の臨時休業 【対策レベル3】 ・不要不急の外出自粛要請 ・施設の使用制限要請 ・イベントの中止・延期の要請 ・国、県と連携した住民接種の実施	・県の医療体制整備への協力	【対策レベル1, 2】 ・職場における感染対策実施 ・物資の流通の確保の呼びかけ 【対策レベル3】 ・ライフラインなどの安定供給(指定(地方)公共機関、登録事業者) ・円滑な火葬と安置所での遺体の適切な保存
市内感染期	・医療体制の維持 ・健康被害を最小に抑える ・市民生活・経済への影響抑制		・相談窓口の継続 ・患者の急激な増加を抑制するための情報提供の強化	【対策レベル3】 ・重症者等の増加が見込まれるなど特別な状況の場合 ・不要不急の外出自粛要請 ・施設の使用制限要請 ・イベントの中止又は延期の要請 ・国、県と連携した住民接種の実施	・県が患者発生状況に応じて切り替えを行う医療体制への協力	【対策レベル1, 2】 ・市内発生早期の対策継続 【対策レベル3】 ・食料品等の緊急物資の流通確保 ・生活関連物資の価格の安定等の措置 ・円滑な火葬と安置所での遺体の適切な保存
小康期	・対策の評価 ・第二波への備え	・市対策本部の廃止 ・第二波に備え警戒体制に移行	・相談窓口の縮小、閉鎖	・第二波に備えた対策の評価、見直し ・国、県と連携した第二波に備えた住民接種の推進	・県が縮小、中止する医療体制への協力	・被害状況の確認と第二波に備えた業務の継続